

福山市貸切バス旅行商品造成 支援助成を実施します！

- ◆ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対策を実施した貸切バスツアーにおける経費の一部を助成します。

助成 対象者

旅行業法(昭和27年法律第239号)第3条の登録を受けた者のうち、第1種旅行業務、第2種旅行業務、第3種旅行業務及び地域限定旅行業務のいずれかを営む者

助成 対象事業

- 「旅行業・宿泊業におけるワクチン・検査パッケージ運用ガイドライン」及び「旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン」に準じた受注型企画旅行及び募集型企画旅行であるものとする
- (1)バスの乗車地、あるいは下車地が福山市内とした行程であるもの。
 - (2)市内に営業所を有する一般貸切旅客自動車運送事業者の保有する貸切バス車両を利用するもの。
 - (3)利用する貸切バス車両は、市内の営業所から出庫するもの。
 - (4)利用する貸切バスの乗車人数は、当該車両の正シートの人数以下とするもの。
 - (5)旅行開始時に「旅行業・宿泊業におけるワクチン・検査パッケージ運用ガイドライン」に準じたワクチン接種又はPCR検査等の陰性確認を行うもの。
 - (6)学校行事又は教育旅行でないもの。
 - (7)募集型企画旅行においては募集媒体に「ワクチン検査パッケージ」の適用が明記されているもの。
 - (8)2022年(令和4年)6月15日以降に新たに貸切バスが手配されたもので、交付決定日から2023年(令和5年)2月28日までに完了するもの。
- ※福山市及び旅行商品の出発地・目的地における新型コロナウイルス感染状況により、助成を中止または一部変更する場合があります。

助成額

事業の実施に要する貸切バス運賃に1/2を乗じた金額
※消費税及び地方消費税額は含まないものとする

上限額 1台当たり1日ごとに5万円

申請期間

2022年(令和4年)6月15日(水)から
2023年(令和5年)2月28日(火)まで

※申請期間内であっても、予算上限に到達次第終了します。

詳細や申請様式は福山観光コンベンション協会ホームページをご覧ください

福山市 貸切バス旅行商品造成支援助成金 で検索

〈申請・お問合せ先〉
公益社団法人 福山観光コンベンション協会
〒720-0067 福山市西町二丁目10番1号
TEL 084-959-3512(直通)